

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第7回）

議事録

1. 日時

令和6年5月17日（金）16:00～18:10

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大橋弘（東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（東洋大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学 大学院 法学研究科 教授）、若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 それでは、皆さん、どうもこんにちは。本日も、御多忙の中、御参加くださいます。ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、ユニバーサルサービスワーキンググループ第7回の会合を開催いたします。本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず最初に、事務局から、ウェブ会議システム関係の留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。

本日も、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等は、事務局からお声がけさせていただくことがございますので、御了承ください。

本日の資料ですけれども、資料7-1から7-5まで及び参考資料7-1から7-4まででございます。なお、本日の参考資料には構成員限りの情報も含まれているとのことです。システムにおける表示では傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報は、あらかじめお送りしております資料から御覧ください。

以上でございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして、本日は、まずユニバーサルサービスの在り方について、前回のNTTからのコスト試算に関する発表を受け、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の3社から御発表をいただきます。まずは各社10分程度で御説明をいただきまして、その後に質疑・意見交換の時間を設けたいと思います。本日は時間が限られておりますので、大変恐れ入りますけれども、進行管理の観点から、残り時間5分、3分、0分の時点で事務局より合図を出しますということでございます。大変恐れ入りますが、発表を終了していただけますようお願いいたします。

それでは、まず最初に、KDDI株式会社さんより御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 岸田です。本日はよろしくお願いいたします。で

は、早速ですけれども、資料に沿って御説明させていただきます。

スライドをめくっていただきまして、はじめのところですが、今回、ユニバーサルサービス制度の検討ということではあるんですけれども、NTTさんからお示しいただいたのは、事業収支の観点といたしますか、ネットワークコストの観点であったと思います。ただ、やはり一番大事なことは、利用者目線での負担であるとか、利便性だとか、そういうことも含めて、多角的に検討することが不可欠だろうと。具体的には、その下に四角で書いておりますけれども、メタル縮退に向けてのマイルストーン、ではどういうふうにやっていくのかと、それから、最終保障提供責務をどう確保しておくかとか、役務そのものが安定的に提供されなければどうにもなりませんから、こういったことも含めて議論すべきなので、収支だけを議論してもという思いはございます。

あと、NTTさんにいただいた試算については、前提条件ですとか算定根拠をお示しいただきましてありがとうございます。ただ、具体的な数値が黒塗りになっていたり、公表されていませんので、妥当性の検証はちょっと難しいなというふうに思っています。そもそも開示された前提条件だとか、こういった辺りについては、後ろの方にアペンディクスの方でいろいろ我々として思うところはまとめさせていただいておりますが、結論としては、ここの多角的にということから言うと、事業収支だけでは政策判断のよりどころになり得ませんし、数字そのものもちょっとよく分からないといったところは正直なところでございます。

次、お願いします。まずユニバーサルサービスの今回の議論の対象なんですけど、これは第4回のこのワーキンググループで、ユニバーサルサービスについては、保障すべき利用形態としては固定地点・世帯利用だということで確認済みだと思いますので、モビリティの議論ではないということを変更して確認させていただきたいと思います。

次、お願いします。次に、電話のユニバーサルサービスの方からまず少しお話ししたいんですけれども、電話のユニバーサルサービスで考慮すべき点として、先ほど利用者目線だと申し上げましたが、世帯利用ということで考えたときに、電話料金がどうなのかとか、端末の価格がどうなのか、負担がどうなのかということを考えていくべきだろうと。下の表は別にファクトですが、一番左がメタルの固定電話、加入電話ですね。これ、月々1,700円ぐらいで利用できて、1,500万ぐらいのお客様がいらっしゃるというのは、これは共通の理解かと思えます。この方々がほかの手段で何か音声通話といったときに、右側にずらっとあるようなものを選べるのではあるんですけれども、ここは料金だけ書いていますけ

れども、あと端末ですね。例えば、世帯で2人、3人いれば、モバイルを使うのであれば、その人数分端末が必要になりますし、メタルについては、例えば、加入電話を今使っている方が1,500万いらっしゃるんですけど、この中には、例えば見守りサービスなんかを使っているお客様がいらして、これ、NTTさんの加入電話でないとその端末が動かないと、じゃ、こういった方はどう今後移行していけばいいのかと、こういった議論をしなければいけないというふうに思っています。

次、お願いします。そうは言っても、未来永劫メタルをやりなさいということを通しては、2035年とおっしゃっているので、そこまでの試算は分かりましたけれども、それだけではなくて、その道筋をどうするかと、マイルストーンをどうしていくかということだと思います。

その前提としては、6,000万のニーズというのが、固定電話については、メタルだけではなくて、固定電話という意味では、6,000万のニーズはあり続けるということと、それから、2027年にはデジタル田園都市国家構想で、光整備率は99.9%になっていくということ、ここについては、押さえておく前提だと思っています。

次、お願いします。メタル電話の利用者の保護ということなんですけれども、今申し上げたとおり、6,000万のニーズ、これ、左側から、1990年からずっとメタルから光IP電話に移って行って、2035年の辺りは想定予測値ですけれども、そうは言っても、この赤丸で右下囲ってありますとおり、メタルの固定電話の利用者というのは依然として存在していて、こういった方々を、先ほどの見守り端末みたいなお客さんも含めて、どうやって保護していくのか、どう移行いただくのかと。そういう意味で言うと、やっぱりあまねく電話の提供責務というのは当面、少なくともこの2035年までは維持しておくべきなんだろうというふうに思っております。

次、お願いします。ここは参考ですので、飛ばさせていただきます。

8ページ目ですけれども、ブロードバンドサービスの方です。今度、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、今の制度というのは、交付金制度は手を挙げた人に支援するというので、自主性に委ねる仕組みですので、不採算地域の整備・維持ということを見ると、経営破綻だとか事業撤退とか、そういうことがあると安定しないということですので、ここが今の制度では担保されないというところなんです。でも、逆にこういった地域こそが、遠隔医療であるとか、テレワークであるとか、そういったものが社会課題解決に必要な地域でもあるというのも一方であるというふうに認識しています。

次、お願いします。そういう意味で言うと、時代に合わせてこのユニバーサルサービス制度も見直さなければいけなくて、今、NTTさんだけが全国で光ファイバ展開可能だというふうに認識しています。これは「特別な資産」ということで。それで、このブロードバンドを継続的・安定的に確保するという意味では、NTTさんの責務を時代に合わせて見直しまして、最終保障提供責務を担うべきNTTさんに対して、不採算地域の整備であるとか、撤退をしない、提供し続けると、そういった義務を強制的にする仕組みが必要だろうと思います。もちろん、費用面のそういった手当てとか、そういうことは今後併せて検討していく必要はあると思いますけど、こういう仕組みがないと担保されないというふうに思います。

下の方に書いておりますのは、こういった強制的にやる仕組みが必要というのはもう仕方ないんですけども、これは経営の自由を奪うということになりますので、一般の民間企業も定めている電気通信事業法ではちょっとなじまないかなと思ってまして、今のNTT法をどう強化するか、見直すかという話かと思っています。

次に、インフラ、そもそも電話のユニバーサルサービスであれ、モバイルのユニバーサルサービスであれ、根っこのインフラのところをもう一回確認しておきたいと思います。NTTさんの「特別な資産」、あるいは光ファイバ、これは民間ではつくれませんというお話は以前もしてきましたけれども、巨大なインフラですと。これは、赤い字で書いていますとおり、IP電話とか携帯電話、ブロードバンドサービスは、NTTさんのインフラ基盤がなければ成り立たないということですので、そこを再認識しておいていただきたいと。これがなければユニバーサルサービスの議論にならないということで、そういう意味で、このインフラをどうしておくかというのは、やっぱり改めて大事だと思います。

次の②の方、次のページですけれども、そうしますと、ちょっと法律を見てみると、NTT法の規律に、この「特別な資産」である線路敷設基盤が、実は明記されていないんですね。ですので、NTT法を改正（規律強化）しまして、役務の安定的な提供の観点から、重大な懸念を解消することは喫緊の課題だというふうに思っていますので、ここはNTT法を見直すべきところだというふうに思っています。

次、お願いします。次はちょっと細かい表になりますけれども、海外の事例を参考までにまた今回もお示しさせていただいています。各国とも電話について共通なのは、メタルの固定電話の提供義務を何らか残しているというところがありますので、これは一つあるのかなと。それから、ブロードバンドの方は、基本的に、ここは固定のブロードバンドを

使ってやっている F T T H だったり F T T P だったり、そういう国がほとんどですので、やはりこういったのは世界の流れということを改めて確認させていただきたいと思います。

13ページは、以前お示した表ですので、省略します。

14ページに行ってくださいまして、そうしますと、今申し上げた観点を全部まとめてくると、ユニバーサルサービス制度で N T T 法をどうするかというときに、我々としましては、時代に合わせて見直しまして、N T T の公共的役割と責務を明確化すべきだというふうに考えております。主に3つ提案させていただいています。

1つは、電話の「あまねく提供責務」を維持する。これは先ほどあったような利用者目線で、どう今のメタルの利用者の方を見守っていくのかと。2035年という時期が正しいとすると、そこに向けての当面の維持。

それから、②、固定ブロードバンドの「最終保障提供責務」、これは新たに設けないと、海外はあるけれども、日本だけここはないという話は以前もいたしましたが、ここを明確にしておく必要がある。

3点目は、そのインフラですね。ユニバーサルサービスの根っこになる「特別な資産」に係る規律、ここが N T T 法で不明確ですので、明確に規律しておくということ。この3点が必要というふうに思っております。

最後に15ページ、N T T 法全般についてですけれども、やはり先ほども申し上げたとおり、この「特別な資産」というものがいろいろなサービスの基盤になるもので、日本の通信の根幹ということですから、引き続き N T T さんには公共的役割を求める必要があるというふうに思っております。そういう意味で、次の段落のところは、外国に支配されるということがありと安全保障上の問題もありますから、ここを未然に防止することが必要と思っております。

最後に、線路敷設基盤や光ファイバのアクセス回線も含めて、重要設備というふうに法律で保護すべきものとして位置付けて担保するということが必要ですので、現行の N T T 法の意義は大きいというふうに思っております。先ほど申し上げたような強化も含めて、N T T をしっかり維持していくことは必要かというふうに考えております。

以下は、アペンディクスは、時間の都合もございまして、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【三友主査】 どうも効率的に御発表いただきましてありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社よりお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 ソフトバンクの山田です。それでは、資料7-2に沿って御説明いたします。

1枚おめくりください。電気通信市場は、通信の自由化以降の競争により大きく成長してまいりました。昔も今も競争促進の重要性に変わりはないものと考えております。

1枚おめくりください。料金低廉化や提供地域拡大といったサービスの利便性向上や確保は競争での解決を最優先し、規制は競争を補完するものとして必要最小限であるべきです。したがって、ユニバーサルサービス制度の見直しにおいても、「競争のみでは維持困難な国民生活に不可欠な通信サービスの確保」という視点で、過剰・不適切な規律とならないよう十分に留意すべきと考えます。

1枚おめくりください。ここからはユニバーサルサービス制度のあるべき姿について、その成り立ちも踏まえ御説明いたします。

1枚おめくりください。ユニバーサルサービス制度は、電気通信事業法とNTT法の規定で構成されるものであり、それぞれ成り立ちが異なることを踏まえて、区別して整理が必要と考えます。

1枚おめくりください。まず、電気通信事業法におけるユニバーサルサービス制度です。2種類の基礎的電気通信役務が現在存在しますが、両役務ともサービス提供の維持が困難となった不可欠サービスの交付金支援が主目的となっております。

1枚おめくりください。現状を踏まえた電話の扱いですけれども、メタル固定電話の利用者数は減少するも、光IP電話を含む固定電話のニーズというのは依然として存在しております。一方で、NTTさんが2035年を目処にメタル設備の縮退を公表しておりますので、このような中、メタルから光ファイバへの移行を丁寧に行うため、NTTのメタル縮退計画を踏まえた利用者本位の制度措置が必要と考えます。

1枚おめくりください。メタルに代わる光ファイバにつきましましては、2027年度末に世帯カバー率99.9%を目指すというのが政策目標となっております。今後交付金の運用が始まる第二号基礎的電気通信役務も、その一翼を担うとされています。今後の電話の扱いにつきましましては、このような政策や制度を踏まえた設計とすることが合理的ではないかと考えております。

1枚おめくりください。電話のユニバーサルサービスの在り方ですけれども、固定電話は、これまでのメタルに代わりまして、光ファイバの世帯カバー率99.9%というのを見据

えて、固定ブロードバンドの付加サービスとして保障すべく制度設計をすべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。こちらのページは、今後の設備推移と事業法の規律のイメージを示しております。

メタルの縮退を見据えまして、効率的な提供に向けて無線を活用しつつも、ユーザーの利便性確保のための措置が最優先されるべきと考えております。そのためにも、まずは、NTTさんにおかれまして、2035年までのメタル設備の縮退計画の開示が必要と考えております。その上で、基礎的電気通信役務としまして、こちらにもありますとおり、光IP電話を追加し、かつ無線活用エリアを拡大して、加入電話から代替サービスへの丁寧な移行等を進める必要が今後あるのではないかと考えております。

1枚おめくりください。次に、NTT法におけるユニバーサルサービス制度ですけれども、こちらは電電公社から線路敷設基盤等を独占的に承継した特殊性に伴いまして、特殊会社としてのNTTさんに全国的なサービスの提供を責務として保障させたものと認識しております。

1枚おめくりください。現在、固定電話に加えまして、ブロードバンドやモバイルが全国的に普及しておりますけれども、あらゆるサービスが、NTTさんが公社から承継した「特別な資産」へ依存する構造は不変であることから、NTTさんにおかれましては、引き続き特殊会社として公的な役割・必要な設計を担うべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。こちらはNTT法の規律のイメージです。電話につきましては、当面はあまねく責務を維持し、ブロードバンドについては、新たに最終保障提供責務を課すことが必要と考えております。加えて、全国の「特別な資産」を含むインフラを明確に保護する規律として、下にもありますとおり、新たに線路敷設基盤等の全国的な維持の責務を課すほか、自己設備設置義務を維持し、加えて、線路敷設基盤を含む重要設備の譲渡・担保等を禁止する規定が必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。13ページ目は、これまでの説明をまとめたイメージとなります。

1枚おめくりください。14ページ目は、これまで申し上げた制度整理を現行の法令で示し、改正箇所を示したイメージとなります。

1枚おめくりください。次に、モバイルの扱いについて御説明いたします。

1枚おめくりください。モバイルにつきましては、競争を通じて全国的なサービス提供が確保されている状況で、右にもございますとおり、当社のカバー率も拡大の一途でござ

います。

1枚おめくりください。この背景には、競争の進展に加えまして、電波法の制度において、エリア整備・維持に関する規律が存在していることがございます。このような中で、特殊会社ではない事業者に対し退出規制等の強い規制をかけることは、競争促進の著しい支障となり不適切ではないかと考えております。

1枚おめくりください。モバイルのユニバーサルサービス化につきましては、第4回のワーキンググループにおいて、モビリティの確保は範囲に含めない旨整理済みとの認識でございます。したがいまして、引き続き、この方向で検討すべきではないかと考えております。

1枚おめくりください。一方で、ユニバーサルサービスの効率的な提供のために無線を活用することは我々としても否定はしませんが、こちらも以前から申し上げましており、無線の技術特性や品質面等から、コストや実現性において課題があるものと考えております。

1枚おめくりください。こちらについては、先日のNTTさんの主張に関するものですが、規制の考え方と資産の考え方の双方において、主に以下の点について私どもとしては疑義がございます。こちらは後ほど御覧いただければと思います。

1枚おめくりください。最後に、まとめとしまして、当社が考えるユニバーサルサービス制度の見直しのポイントを御説明いたします。

1枚おめくりください。まず1つ目は、競争の促進による利便性確保を最優先とし、規制は必要最小限とすることです。固定電話と固定ブロードバンドにつきましては、競争のみでは維持が困難であり、ユニバーサルサービス制度による利便性確保を図る必要があります。もちろん、モバイルも利用者にとって重要なサービスとの認識は私どもとして持っていますけれども、こちらにつきましては、競争促進や既存規制による利便性確保を図ることとし、基礎的電気通信役務に含む必要はないと考えております。

2つ目は、見直しはNTTさんのメタル縮退を踏まえつつ、既存制度との整合性・継続性を考慮することです。電電公社から承継した「特別な資産」を有するNTTさんは、引き続き特殊会社として公的な役割・必要な責務を担っていただきたいと考えております。固定電話は、NTTさんのあまねく責務を当面維持しつつ、光IP電話を基礎的電気通信役務に追加するほか、無線活用エリアの拡大を可能として、メタルへの依存度を下げる必要があります。固定ブロードバンドにつきましては、引き続き交付金交付に向けた制度・

運用詳細の検討を進めるとともに、新たにNTTさんに最終保障提供責務を追加することが必要と考えます。加えて、モバイルを含むあらゆるサービスの安定提供・利便性確保のため、新たに特別な資産等の全国的な維持の責務を追加するとともに、これらインフラを譲渡・担保等制限の対象とすることが必要です。

3つ目は、提供の効率性を追求しつつも、利用者の利便性確保のための措置を第一とすることです。メタルから光ファイバへの移行を丁寧に行うべく、NTTさんにメタル縮退計画の詳細開示を求めた上で制度見直しを図ることが必要です。固定電話・固定ブロードバンドとともに、効率的な提供のために無線を活用することは考えられますが、その場合は、その技術特性や品質面等を十分考慮した制度設計とし、利用者の利便性が損なわれないようにする必要があると考えます。また、最終保障提供責務による役務提供につきましては、既存サービス終了後の空白期間を極力発生させないような運用構築を図る必要があると考えます。

23ページ以降は参考資料となりまして、その他制度検討に当たり考慮が必要と考える事項をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

当社からの発表は以上です。ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、楽天モバイル株式会社より御発表をお願いいたします。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 前田です。本日はこのような発表のお時間をいただきありがとうございます。

次のページをお願いいたします。当社意見を申し上げる前に、改めまして、そのユニバーサルサービスの出発点を確認させていただきたいと思っております。

前回の弊社の発表でも述べましたとおり、ユニバーサルサービス制度はNTT法における責務で成り立っております。2002年の議論で不可欠性等の3要件に照らした電話等の役務が対象となり、当該役務の安定的な提供が確保できなくなるおそれから基金制度の導入がなされたと認識しております。

次のページをお願いします。そういったユニバーサルサービスの出発点を踏まえて、弊社から本日御説明したい内容がこちらになります。第4回から第6回までの先生方の議論を踏まえまして、改めて現在対象外のサービスが現行のユニバーサルサービスの代替になり得るのか、また、モバイルのユニバーサルサービス制度の新設が必要かという点につきまして、弊社の考え方を説明したいと思っております。

次のページをお願いいたします。まず、モバイルは電話のユニバーサルサービス制度の代替になり得るかという点について確認したいと思います。

次のページをお願いします。前回の会合でNTT殿がお示しいただいた試算に関しては、2035年以降の議論と承知しております。今後10年以上にわたり、現在約1,500万世帯が使われているメタル回線が縮退していくわけですけれども、そのロードマップは示されていないと認識しておりますし、ユーザーのコンセンサスというものも取れていないと認識しております。

あと、ワイヤレス固定電話の提供というものも先月始まったばかりですので、その効果はまだ検証がなされていないと理解しております。今後の議論や状況を踏まえて、様々な前提が変化することも想定されますので、今回NTT殿が出していただいた試算のみで議論するということは、我々としては不十分であると考えておりますし、議論は極めて慎重を期すべきであると考えております。

次のページをお願いいたします。その上で、勝手ながら藤井先生の資料を踏まえさせていただいて、電話のユニバーサルサービス制度の代替になり得るかという点について、改めて検討させていただいております。画面の資料で、現在ユニバーサルサービス制度の対象になっている役務と、対象外となっている役務を記載しておりますけれども、現在対象外となっている役務に関しては、その技術的な特性から安定性に課題があり、現在指定の役務が満たしている3要件、特に不可欠性の部分に関して課題があるというふうに考えております。

次のページをお願いします。次に、モバイルはブロードバンドのユニバーサルサービス制度の代替になり得るかという点についてお話ししたいと思います。

次のページをお願いします。ブロードバンドの方でも藤井先生の整理を参考に、モバイルがブロードバンドのユニバーサルサービス制度の代替になり得るか、改めて検討させていただいております。

現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度においても対象の役務と対象外の役務がございますけれども、対象役務を安定かつ時間帯や混雑による速度変化が少ない技術的特徴を有しているサービスが対象になっていると理解しております。電話のユニバーサルサービス制度同様、技術的特性による安定性の課題は大きいものと考えております。

次のページをお願いします。安定性の論点に関しまして、皆様御承知おきと思っておりますけれども、改めてモバイルの技術的特性の課題について前回お示ししたこのポンチ絵で御説

明いたします。

先ほど議論がありましたけれども、現在議論になっている固定地点での世帯利用におきましてモバイルを使うことを想定いたしますと、宅内への電波の浸透やそれに伴う移動の問題、また、モバイルには常に利用者の集中というリスクが伴いますので、安定性に関してはやはり課題が想定されると当社としては考えております。

次のページをお願いします。こちら、御参考ですのでスキップいたします。

次のページをお願いします。それら固定地点における世帯利用を考えた際のモバイルの技術的な特性の課題を解決する手法がないのかと弊社でも考えましたけれども、例えば、レピータなどを活用してはどうかと。弊社でも電波環境の改善のためにレピータやフェムトセルというものを当然活用しているわけですが、基地局は常にその電波環境を最適化するために、例えば角度変更等を行っておりますし、また、町なかの状況の変化により電波の届く状況も変わりますので、固定の回線のようにファイバで宅内まで引き込んで経路が確立されているような常時の品質保証を提供するという事は、やはり困難であると考えております。

次のページをお願いします。以上の電話／ブロードバンド双方の検討を踏まえて、固定地点での利用に関して、常時、あまねく全国での安定的な提供保証をモバイルを使ったサービスで代替するという事は技術的特性から困難であり、3要件を充足することが難しいことから、現行のユニバーサルサービスの代替にはなり得ないと、当社としては考えております。

ただし、例えば、ワイヤレス固定電話等においてNTT東西殿から責務履行のための協力要請等があった場合については、協力の可否に関する協議等には応じる考えでございます。

次のページをお願いします。最後に、NTT殿が提案されているモバイルのユニバーサルサービス化が必要かについて、弊社の考え方を述べさせていただきます。

次のページをお願いします。必要な設備を電電公社から承継されて、今のNTT殿が高いシェアを持ってサービスを展開されている固定市場とは異なって、モバイルにおいては、企業間の競争により、多種多様なサービスが生まれていると考えております。我々の話で恐縮ですが、新規参入である当社も、他の3社様との競争のため、コスト効率が高いネットワークの導入とか、あるいは、現在もさらなるカバレッジ拡張のための衛星技術の開発等を行っております。これは私たちだけの話ではなくて、他のモバイル各社様

におかれても、競争を通じたイノベーションと多様なサービス提供の取組をされていると認識しております。

次のページをお願いします。NTN、非地上系ネットワークですが、そこに絞っても、不感地や山間部といった領域に対して、自社のネットワークを拡張するための開発競争や投資を各所で既に取り組んでいるという状況でございます。また、このようなサービスの実現に関しましては、ユニバーサルサービス制度ではなくて、政府による戦略基金等も既に存在し、官民が連携して取り組まれているものと認識しております。

次のページをお願いします。こちらは参考ですけれども、既に各社は様々な取組を実施されていると思っております。

次のページをお願いします。以上の議論を踏まえますと、モバイルと固定系ブロードバンドでは市場環境や技術特性、実現するサービスが完全に異なるというふうに考えております。固定系ブロードバンドと同等の品質保証あるいは退出規制を、ユニバーサルサービス制度の新設によりモバイルに求めるということは、モバイル各社が本来提供すべき多様なサービスやイノベーション創出を阻害するおそれがあると強く考えております。

次のページをお願いします。こちら前回も御紹介しましたけれども、EUにおける議論では、「全ての場所からのネットワークへの接続性」については、コストの観点からも廃案とされております。

次のページをお願いいたします。ただ、こちら、先ほどソフトバンクさんもおっしゃられていましたけれども、競争環境以外にも、モバイルのサービス拡大のインセンティブというものは制度上も担保されていると考えております。こちら、電波法上の記述の抜粋になりますけれども、エリアを拡大するインセンティブ、事業の縮退の制限等、ユニバーサルサービス制度に類似する責務は、既に国民の財産である電波の割当てを受けたMNOに課されていると、当社としては考えます。

次のページをお願いします。加えて、ユニバーサルサービス制度ではなく、電波法や電波利用料の活用の枠組みの中で、既に不感地におけるインフラは確保されてきたと認識しております。

次のページをお願いします。あとは、災害時における各社の取組も、ユニバーサルサービス制度によらず、自主的な取組や、政府も含めたステークホルダーの連携により、今でも十分に推進されていると認識しております。

次のページをお願いいたします。以上の議論を踏まえて、モバイルにおけるユニバーサ

ルサービス制度の新設につき、当社の考え方をまとめております。

固定地点での世帯利用を保証するように設計されていないモバイルに品質保証義務を課すということは、国民の負担増大やイノベーション阻害につながるおそれがあると考えております。

また、そもそも競争のみならず、電波法の制度においても担保されているエリア拡大の責務をユニバーサルサービス制度で課すことは、いわゆる二重規制に当たるのではないかと、弊社としては考えております。ですので、上記の点を踏まえて、モバイルにおけるユニバーサルサービス制度の新設は不要であると、当社としては考えております。

次のページをお願いします。最後ですけれども、本日御説明した内容ですが、1つ目に、現在は対象外のサービスで電話ユニバーサルサービス制度の対象役務の代替とすることは難しい。

2つ目に、現在対象外のサービスで、ブロードバンドの対象役務の代替とすること、こちらも難しい。

最後に、3つ目として、モバイルのユニバーサルサービス制度の新設は、コストの観点を含めても不要である。上記のとおり考えております。

弊社の発表は以上になります。御清聴ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

本日も、オブザーバであるNTT持株に加えまして、NTT東日本及びNTT西日本及びNTTドコモ様からも会合に参加していただいております。

本日は、議論の内容を整理するために、ちょっと時間を区切りまして、最初は電話につきまして、そして次にブロードバンドにつきまして、あるいはブロードバンドと電話を共にでも結構ですけれども、そのような形で内容を整理していきたいというふうに思っております。また、本日は参考資料7-1としまして、前回NTTから御発表いただきましたコストの試算の補足資料がございます。こちらにつきましても、御意見あるいは御質問のある方は、併せて御発言をいただきたいと思っております。

なお、参考資料7-1につきましても、構成員限りの情報が含まれているとのことでございます。

それでは、まず御出席の構成員の皆様の中から、電話に関する御質問あるいは御意見のある方は、右下のチャット機能にて全員を選択の上、発言ありとメッセージをお送りいた

だきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林でございます。各社さんのプレゼンを踏まえて、NTTさんに2点、それから、KDDIさんに1点、質問がございます。

まず1点目は、今回お示しいただいたNTTさんの試算根拠についてです。NTTさんは、前回の資料6-1のたしか16ページだと思えますけれども、電話の場合、モバイル回線を加えることで、光回線のみで提供する場合に比べて、コストが約700億円・年間削減可能だというふうに主張されていたと思えますけれども、まず今回の試算根拠を確認させていただきたいのは、電話の4パターンの試算をお示しいただいていると思うんですけれども、そのうち、パターン①とパターン②というのは500万回線を念頭に置いていますけれども、パターン③と④というのは、NTTさんがワイヤレス固定方式を利用できる利用者に固定電話サービスを提供しないということが前提になっているというふうに理解しました。だとしますと、単に提供する利用者数が少なくなれば赤字額が削減できるという試算結果だというふうに理解したんですけれども、そういう理解でよろしかったんでしょうかということでありまして。

何が言いたいかといいますと、要するに、パターン③と④というのは、NTT東西さんが一部の例外を除いて固定電話を提供するのをやめたに等しい場合の試算ですので、この試算結果というのは、ユニバーサルサービスを光回線電話からモバイルにしたから削減される効果というよりも、あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直した場合の効果ではないかと思うんですけれども、そういう理解でよろしかったでしょうかということでありまして。

2点目は、パターン②と④です。これはモバイル回線を新規整備した場合の維持コストも示されていますけれども、これはKDDIさんの資料の19ページで示されていますように、モバイル回線を人口カバー率で試算しているのですが、維持費用が過小評価されているのではないかと思います。御案内のように、MNOのエリア内、エリア外というのは、人口カバー率をベースに算出して、世帯カバー率で算出していませんので、実際はMNOのエリア内のメッシュの中にもエリア外の場所が多く存在していて、実際の維持費用はもっと大きな数字になるのではないかなと思います。

つまり、今、電波の有効利用評価をやっているんですけれども、その中でもモバイルの人口カバー率というのは、500メートルメッシュの半分をカバーすれば、そのエリアの人口

をカバーしたというふうになさっていますため、実際のエリア外人口はこれより大きいので、維持費用ももっと大きな数字になる可能性があって、モバイルの維持費用は過小に評価されているように思います。

そういう意味で、実際はモバイル回線の赤字というのは、試算額よりも大きな数字になる可能性があるのではないかとこのように思うんですけども、この点いかがでしょうかということでもあります。

最後ですけれども、3点目はKDDIさんに質問ですけれども、スライド6で、あまねく電話の提供責務は当面維持すべきだとされています。私も、メタル固定電話のユーザーは低減するものの、少なくとも2035年頃までは一定数のメタル固定電話のユーザーは残りますし、何らかの理由でメタル固定電話のみしか使えない場合もありますので、少なくともメタルの縮退までは、あまねく提供責務によって、メタル固定電話の利用者保護というのは重要だと思っているんですけども、ただ、他方で、実際、今後は固定電話単体での需要は減少する中で、サステナブルで、かつコストミニマムな制度にしていくということも重要であると思います。

そういう意味では、電話のユニバーサルサービスの責務をあまねく提供責務とするのではなくて、最終保障提供責務に見直すべきだという議論もあり得るのかなと思うんですけども、そういう議論についてはどういうふうにお考えでしょうかということでもあります。

すみません。長くなりました。以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

ちょっと時間の関係もありますので、今、手を挙げていらっしゃる方の半分ぐらいの方から御質問、御意見をいただいた上で、一旦切って、御回答いただこうと思いますので、岡田構成員、よろしいでしょうか。

【岡田構成員】 ありがとうございます。成城大学の岡田です。

いろいろ試算結果を拝見しました。ありがとうございました。詳細な情報を加味していただいて、積算根拠もある程度概要をつかむことができたかなというふうに感じております。

そういう意味では、今ちょうどお示しされているスライドでいくと、①から④までということの試算額というものも、大づかみとしてはこのような金額になるのかなと。もちろん、想定されるパラメータをいろいろ変えると、結構金額は動くのかなと思うんですが、規模感をつかむ上では、おおむね納得できるような概算だったかなと感じております。

ただ、1点、ちょっと細かいことですが、②のワイヤレス固定電話もしくは光回線電話の赤字額が270億となっているんですが、これはたしか、追加で頂いた資料の16ページ、これは構成員限りになっているので数字は言えないんですが、ここで言われていることは、緊急通報機関向けの番号変換とか、FAXであるとか、こういったことの機能を搭載するための費用というものが結構大きな金額になっているということです。それで、それが積み上がって、さっきのスライドに戻ると、この270億というような金額になっているのかなと。ここがもう少し小さくなるのではないかな。

もし今現状で、ユニバーサルサービスの機能として、FAXであるとか、番号表示が今OABJと、こういうことを義務付けるということに伴う機能を満たすためにこれだけの追加費用がかかるとすると、これは随分過剰なものではないかなと感じております。

とりわけFAXというのは、ある意味DXの遅れを象徴しているようなサービスで、これをまだ使っているのかというぐらいの位置付けで、むしろこういうものは、ブロードバンドに移行していく中で縮退していくサービスに位置付けられるようなものだろうと思います。

現状、中小企業でも多くの企業がFAXをまだ使っていますので、これは日本のDXの遅れの象徴とも言えるとは思いますが、こういうことこそ、まさにブロードバンド化を通じて、なくしていくべき機能、こういうような位置付けになると思うので、むしろこれを維持するために余計なコストをかけているというのは、何かちょっとおかしな話だなと。これは部分最適のために全体最適が損なわれている一つの例かな、こんな感じを受けます。

そういうことで、何が言いたいかという、この積算根拠ですけれども、ここは今のよ
うな理解で正しいのか。270億という赤字額がかなり大きいので、仮にそういうような機能が、電話のユニバーサルサービスの中で、そういう機能の義務付けというものがもし見直されるのであれば、ここはかなり小さくすると理解していいのかどうか、この点について教えていただければと。

また、①から④まで眺めたところ、コストミニマムという観点では、なるほど、③が非常に効率的だなということがよく分かったということで、今後モバイルをこういう中できちんと位置付けていくことが非常に重要だということも、この資料から示唆されているなというふうに感じております。

すみません、長くなりまして。今の1点だけにしておきます。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、後ほどN T Tから回答いただきたいと思います。

続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 N T Tがお示しくださった試算については、実は私も岡田先生と全く同じでして、N T Tの用語で言うところのワイヤレス固定電話とワイヤレス固定方式の、このコストの格差がとても大きいという感想を持ちました。

であるならば、これは確か相田先生が前に御指摘になったかと思うんですけども、本当に緊急通報でO A B J表示が今も必要なかどうか、緊急通報を受信する側の機関に確認する必要があると私も思いました。

同時に、モバイルからのG P Sの場所特定がどの程度活用されているかも確認できればいいのかなというふうに思いました。

また、N T Tの試算を見ると、先ほどの林先生の御指摘もあったんですが、やはりモバイルを十分に活用していった方が相当コストが安くなるということが理解できました。

K D D Iのプレゼンに関してなんですけれども、海外情報を更に詳しく御報告いただいて、ありがとうございます。ちょうど10年ほど前にデジタル先進国の韓国を訪ねて、放送通信委員会のユニバーサルサービスの担当の方とお話しする機会がありました。韓国は光ファイバが、既に100%で、モバイルはユニバーサルサービスに指定されていません。ただ、そのときに担当者が最も力を入れていることは何かと聞いたら、誰でもスマホを利用できるように、低所得者支援に力を入れていると言われていました。日本で言うと社会福祉政策みたいだなと、ちょっと驚いた記憶があるんですね。

当時韓国はスマホファーストの行政サービスが進もうとしていたんですけども、この経験から、ユニバーサルサービスにおいても、国のデジタル戦略に合わせて考えることが大切だと学びました。日本のデジタル田園都市国家構想は、光ファイバの整備だけではなくて、5Gの人口カバー率も2030年には99%にするとか、ワイヤレス、I o Tの整備目標も掲げています。さらに、N T Nや6Gの推進も触れています。ですので、ナショナルミニマムなので実績がある古い技術でよいと考えるのではなく、また、そういった戦略は他の政策で推進すればよいというふうに考えるのでもなく、こうした方向性と併せてユニバーサルサービス制度も、新技術を採用しやすい制度にした方がいいのではないかなと考えています。

長くなってすみません。以上です。

【三友主査】 一応御意見として承りましたが、よろしいでしょうか。

【砂田構成員】 はい。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、特に林先生と、それから、岡田先生から質問が出ておりますので、NTTさん、そして、KDDIさんにお答えいただければと思います。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 NTTの城所でございます。

まず、林先生から2点御質問いただいたかと思しますので、回答させていただきます。

まず1点目、弊社で御提出させていただいた資料の電話のパターン③と④の理解、解釈の仕方についての御質問につきましては、パターン③、パターン④とも、絵の中で言いますとピンク色で塗っているエリア、ここがいわゆるモバイルでカバーしているエリアで、今の人口カバー率をキープするのが③、④は100%まで拡大するという前提になります。

試算の中で、我々はワイヤレス固定方式と申し上げていますが、いわゆるNTTドコモで言うhomeでんわといったワイヤレス固定電話と類似のサービスによって、OABJの固定電話のサービス提供をしっかりと確保することを前提とした上で、残り未提供のエリアと、ビル影でつながらないエリアについてNTT東西が保障するという考え方でございます。先ほど林構成員から、最終保障提供責務に切り替わるという趣旨のコメントがあったかと思いますが、今申し上げたビル影と未提供のエリアもNTT東西がカバーすることを最終保障提供責務と呼ぶのであれば、そのような理解になるかと考えてございます。いずれにしろ、OABJの固定電話の提供をユーザーに対して担保するという前提であるという点に関して言えば、これまでと変わらないということでございます。

2点目については、人口カバー率99.99%の作り方の根拠についてかと思います。これは弊社の試算は99.99%というところを更に拡大して、100%にした場合に50億の赤字になることをお示ししています。人口カバー率は、もともと50%以上をカバーしていれば、提供済エリアとして1カウントすることになるので、未提供エリアが混在していても、提供済エリアのカウントに入っているのではないかと御指摘かと理解をいたしました。

これについては、コスト試算をする際に、総務省様のデータを用いて試算していますが、このデータにつきましては、総務省様が、全国の自治体に対して、実際どこでモバイルがつながらないかという調査をした結果のデータですので、人口カバー率の抜け漏れは考慮されています。要するに、真に未提供のエリアであれば、そこは未提供としてカウントさ

れている前提のデータを基に計算しているということでございます。もちろん色々な細かい前提を変えれば数字は変わり得ると思いますが、今申し上げた考え方で試算をしていますので、カバー率の穴は考慮した上での数字であるとお考えいただければと思います。

それから、岡田先生、砂田先生から御質問をいただいたワイヤレス固定電話の機能開発についてでございます。16ページに構成員限りでお示ししているコストがなくなれば、パターン②のコスト270億円は相応に下がるのかとの御質問ですが、御指摘のとおりでございます。ここの開発費も含めて、ワイヤレス固定電話のコストに加算されていますので、そのコストがなくなれば、当然費用が減少し、収支が改善するということになるかと思えます。

【三友主査】 ありがとうございます。

ワイヤレス固定電話に関しての過剰という言葉は今、岡田先生からいただきました。まず、そういった機能をなくすということも、一つ選択肢としてあるかなというふうには思いました。ありがとうございます。

続きまして、KDDIさん、お願いいたします。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 KDDIの山本でございます。

林先生からいただきました御質問、これは電話のあまねく提供責務なのか、最終保障提供責務なのかという御質問というふうに承っております。

まず、そもそもでございますが、あまねく提供責務は、これは皆さん御承知のように、NTTさんが全国津々浦々の7,000局舎、全国をカバーする「特別な資産」をもって提供する公社以来の責務、これがあまねく提供責務であり、NTTのみによって担保されているもの。一方、最終保障提供責務は、こちらはブロードバンドを念頭に置いて、複数の事業者によって、ある種モザイクというか、組合せで提供されると。最終的に誰かが担うと、こういうものだと思っております。

こちらの問題につきましては、恐らく検討課題1-1で、この後も議論することと思えますが、まず基本的に、電話につきましては、現在のNTTさんの責務によって安定的に提供されているものを、これを複数の事業者で提供する形によって、論点としては、一つ、例えば、空白期間という問題もありますが、そもそも、例えば、今のNTTさんのメタルの電話でしか提供できないような安心、見守り系のサービスみたいなものをどうするのかと。これは多分ほかの事業者ではなかなか提供することができない。こういったお客様のニーズというのはまだまだ広くある。エリアカバーだけの問題ではない問題というものも

しっかりと、電話のあまねく提供責務については一緒に考えていく必要が、お客様視点の課題というものも解決していく必要があると考えております。

一方で、じゃ、メタルだけをずっとということではないというのは、先ほどプレゼンでも申し上げましたとおり、これを未来永劫ということではございません。ですから、NTTさんにおかれましては、しっかりとこの縮退計画、これを光にどう乗り換えていくのか。ワイヤレスに乗り換えるではなくて、デジタル田園都市国家構想で示されている、光にインフラをどのタイミングで乗せるのか。それまでは、メタルがある限りは、基本的にはお客様のいわゆる安定的な提供を確保するために、あまねく提供責務というものは安易に見直すべきではないというふうに考えております。

林先生からの御質問については、以上でございます。

あともう一つ、砂田先生の方から、韓国の事例について御指摘がございました。デジタル化と言ったときに、光ファイバというものと、もう一つ、モバイルと言えば、スマホというのは、確かに御指摘のとおりかと思えます。私どもも、モバイルというものを否定するわけではなくて、先ほど申し上げましたように、デジタル田園都市国家構想の一番のバックボーンであります光ファイバを99.9%の世帯にまずは普及させる。そこでも届かないところの0.1%については、モバイルで補完するといったところについては、我々としてもしっかりと貢献してまいりたいと思えますし、そこは引き続きワイヤレスとしても貢献していきたいと考えております。

一旦、以上でございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 ありがとうございます。もういろいろな御意見を伺っての私の意見ということになります。

先ほどKDDIさんのお話の最初にあった、まず利用者目線を加えて多角的な検討というところは、確かに本当にずっと私も申し上げてきたところなんですけれども、それが無いことが、今回大きな課題をもたらしているのではないかなというふうに思っています。

10年後にメタルは縮退します。それはもうメタルというものの寿命があるので、それは仕方がないとは思いますが、それに向けてどうやっていくのかというところがまず示されていないことから、10年後はこんな世界になりますというふうな説明では、私、電話網のIP化のところでの議論もずっと参加させていただきましたけれども、思いがけな

いろいろな課題がどんどん生まれてきて、それを一つ一つ解決しながら、IP網化がスムーズにいったということがあると思いますので、そういう、どうやってメタルを縮退していくのか、そして、それをどうやって国民にきちんと説明していくのかということから、まず頭をそこにきちんと置いておいていただきたいというのが1つ思っています。

それから、先ほど、これもKDDIさんですが、見守り電話とか、そういうまだ残っているサービスをどうしていくのかという、それは公衆電話なども含めて、いろいろな課題がまだあるということも、きちんと、何を検討しなければいけないのかというところを課題として持っておくべきだなと思っています。

それから、人口カバー率の先ほどのNTTさんの説明には、ちょっと私は衝撃を受けました。人口カバー率というのは、結局、50%以上のところではありますが、それを人口の50%以上がちゃんと電波を受けているかどうかというのは各社の基準で出しているの、それが合理的にちゃんとした統一の基準があるわけではないということ、私はずっと別の場ですけれども意見を申し上げてきておりましたが、総務省で、各自治体が全部どこで電波を各4社に対して受けることができるのかということ、資料をお持ちだということ、全然知りませんでしたので、それは我々委員にもきちんと見せていただいて、本当にそうなのかというのは確認させていただかないと、今まで私たちが理解していた人口カバー率とは全く違う数字を基にNTTさんがこれを出されたということであれば、それをきちんと見せていただきたいというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

最初の点は、大変重要なことだと思います。この議論で何かと失われがちな視点でありますけれども、今、長田構成員がおっしゃったようなところから、やはり議論を進めなければいけないと思います。

2点目については、後ほど総務省に確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 春日でございます。今日はちょっと途中参加になりまして、申し訳ございません。私の方から2点ほどございます。

1点目は確認でして、先ほど岡田先生あるいは砂田先生からお話があった話と重複しますが、やはり私も緊急通報受理機関への番号変換機能とか、FAXのコストがかなり高い

なという印象を持ちました。

これは多分、要請があったために用意されたのではないかと思うのですが、今の時点で義務化されているのかどうかということも、もし分かれば根拠法令も含めて教えていただきたいと思います。

その上で、今のこの料金水準で、このワーキンググループでも議論に出ていますように、仮にワイヤレス固定電話をもっと緩和して全国提供できるようにする、エリアを広げて全国提供できるようにしたとしても、今の水準ではやっぱり赤字になってしまうということでもよろしいのかどうかということを確認させていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、感想というか、意見ですけれども、今回のソフトバンクさんのプレゼンテーションで、16ページの辺りですが、競争の観点から退出規制ということについては反対をされておられる。以前のNTTさんのプレゼンテーションでは退出規制というのを提案されておられるので、ここの部分は意見が対立するところかなと思います。

確かに退出規制をかけてしまうということについては、提供者が確保できるということでも安心ではあるんですけども、一応電気通信の市場というのは非常に競争の優等生とされているところでもありますし、どうしても撤退したいと言われている事業者さんに対して「無理ですよ」というように規制で縛ってしまうのはちょっと行き過ぎなのではないのかなというふうに私自身は個人的に思っております。

これまでの議論で、例えば、もし最終保障提供責務を課した場合に、いったんサービス提供をやめていた事業者が再び事業を開始するまでに時間的なラグが生じる可能性があるという懸念ができましたけれども、その準備期間が確保されていれば十分なのではないのかなと思いました。例えば、事前の周知を行うとか、時間的な担保をしてサービス提供が途切れることのないような設計をうまくやっておけば、退出規制をかけてがちがちに縛らなくても大丈夫なのではないかと、個人的には感じます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

1番目は、後ほどNTTさんに確認したいと思います。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 すみません。大学の上り回線がえらく弱くて、顔出しすると音が切れてしまうので、顔はちょっと消させていただきます。

【三友主査】 はい。

【関口構成員】 申し訳ありません。

私からは、責務の在り方について、ちょっと問題提起をしたいと思っています。前回6-1でお出しいただいたNTTさんの4ページの各パターンのサービス提供範囲について、責務の在り方というところで、モバイルにも何らかの責務を課すということが提案されています。具体的には、②と④であまねく提供責務をMNO各社に課す、③では退出認可制によって提供エリアを維持させるというふうに、MNOに対して縛りをつけるということを提案されていらっしゃるんですが、私は、ここは、電波法との関係で、このような規制はかけられないのではないかと考えているんですね。

と申しますのは、周波数の割当てには、認定期間、原則10年という期間があって、これが終わったら終了促進措置で出ていけと、スケルトンにして、更にして返しなさいという制度になっています。

この10年間は排他的な利用を割当てられた各社さんは活用できるわけですが、10年たったなら排他的に使うことができなくなるということの反対解釈として言うと、エリアカバーの義務を負わなくなってしまうんですね。このような時限付きの制度の下で成り立っているMNO各社に、ユニバーサルサービス義務のような、会社が存在する限りは提供しろというような縛りはかかるんだろうかということについて、本質的に私は疑義があると思っております。

私自身は、光のコスト削減の目的でワイヤレスを使うことについては決して反対はしておりません。現状のワイヤレス固定電話の方式は極めて限定的に、採算性の悪いところについてのみ4月1日から許可をしたわけですが、この縛りを緩めて全国展開できるようにするか、あるいは、OABJの技術水準を緩めて、OAOのhomeでんわのような緩い基準で全国展開をモバイル各社にやっていただくということについては、私は決して否定しないんですが、ここに義務を課すと言った瞬間に、私はちょっと待てと言いたくなるんですね。

今回、電波法についてのコメントは、KDDIさんの17ページと、楽天さんの22ページにはあるんですが、そもそも論として、MNO各社にこのようなあまねく提供責務ですとか、あるいは、退出規制のようなものをかけるということについて、各社さんがコメントをされなかったのは、私が解釈を間違えているのか、あるいは、各社さんがこのことを是認されているのかについて、モバイル各社さんの御意見を賜りたいと思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、長田構成員のカバー率のデータに関しては、これは総務省から回答をいただいた方がよろしいと思いますが、総務省、いかがでしょうか。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

カバー率の件ですけれども、エリア外人口につきましては、全自治体を対象に、サービスエリア外地域の現状調査をやっているということなんですけれども、詳細につきましては、ちょっと調べさせていただいて、回答させていただければと思います。

以上でございます。

【三友主査】 続きまして、ワイヤレス固定電話の付加的な機能に関して、これは総務省の方から何か指導のようなものがあるのかどうかという点も質問がありましたけれども、これは春日構成員からです。こちらについてはいかがでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 ワイヤレス固定電話につきましては、令和2年のNTT法の改正でNTT東西が提供可能となりましたが、ワイヤレス固定電話にどのような機能を具備すべきかという点についても議論され、緊急通報受理機関に0ABJ番号を表示する機能やFAXの機能が要件として求められることになりました。

今回の試算結果も踏まえて、電話のユニバーサルサービスの安定的な提供を確保するために、こうした機能の在り方についても検討課題になると考えています。

【三友主査】 ありがとうございます。

最後の関口構成員から、電波法との関係、特に周波数の割当てとの関係の御質問がございまして、モバイル各社様にとということでありましたが、もしよろしければ、各社、簡単に御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 KDDIの山本ですけれども、よろしいでしょうか。

【三友主査】 どうぞ。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 モバイルの退出規制ですとか、あるいは、その責務、あるいは、電波法との関係につきましては、これはもう関口先生御指摘のとおり、全く同じ認識をしております。

まず、なぜ反論しなかったのかということですが、実は、このNTTさんの資料、これは一つ一つ答えると時間がないといいますか、数字の話もそうですし、この役務の退出規制もそうですし、正直申し上げまして、全体的に分からないところがあまりにも

多過ぎて、今回、この限られた時間の中でコメントするには能わないというふうに判断した次第でございますが、先生の御指摘はごもっともだと思っております。

それから、弊社のプレゼン資料の中でも、これもちょっとアペンディクスの中で、時間の制約の中で説明を今回省いたわけですが、スライドの22の後ろの方でございますが、やはり先生御指摘のとおり、私どもは、この電波政策の中で責務を全うするという趣旨でございます。それは左側の方に開設期間中の規律という形で書いてあります。これが先生御指摘のところだと思います。

ただ、あまり認定の期間だけ頑張りますという趣旨を申し上げますと、それは逆に、その後やらないのではないかというふうに誤ったメッセージにもなるといけませんので、そういう表現はしておりませんが、我々はあくまでも電波政策の中でしっかりと安定的な役務提供ということを、しっかりと電波法の中で全うしていくということをお伝えした次第でございます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

ソフトバンクさんはどうですか。同じ考えでよろしいでしょうか。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 そうですね。資料の17ページで記載していますとおり、やはり今回の制度を見るに当たって、電波法との関連というのは見るべきだと考えておりますので、そのように御検討いただければ幸いです。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

楽天さん、いかがでしょうか。楽天モバイルさん。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 遅れました。先ほど先生から御指摘になられた点は、弊社として同意でございます。

弊社の説明の中で、17ページにございますけれども、弊社としても、モバイルにユニバーサルサービス制度を導入したときに、品質保証や退出規制を設けることは、多様なイノベーションやサービスの提供を阻害するおそれがあるため、我々としては、そうすべきではないということを申し上げたつもりでおります。

よろしく願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございました。

私も電波の政策に関わった者として、今、関口構成員がおっしゃったことは全くそのと

おりだというふうに理解します。

どうもありがとうございました。ちょっと時間がなくて全てをカバーできていないんですけども、相田構成員が参加されましたので、相田先生、よろしく願います。

【相田主査代理】 申し訳ございませんでした。先ほどのワイヤレス固定電話のときの議論に参加させていただいた者として、ちょっとコメントさせていただければと思います。

ワイヤレス固定電話の議論をしていたときに、先例としては、光回線電話というのがあって、災害によるかさ上げ地等々でもって、もう改めてメタルを引くとかえってコスト高になるというところでもって、一種NTTさんの方で、赤字覚悟でもって、もう光回線で行きますと。局給電はできないんですけども、値段等は普通の固定電話と同じで行きますという先例があったということでもって、ワイヤレス固定電話のときも、どの機能が要らないとか、コスト的に見合うのかというような議論はあんまりなしに、利用者にとって限りなく固定電話と同じものを提供するのであれば認めましょうと、そんなような議論であったのではないかなと思います。

その中で、OABJのIP電話については、FAXが通ることということが入っていることもありまして、途中で使う技術がモバイルであったとしても、やっぱりFAXが通った方がいいんじゃないの、あるいは、発番号についても、あまり議論なく、本来電話が持っているべきOABJ番号が通知されるということが求められたのではなかったかなというふうに記憶しています。もしかしたら一部誤解があるかもしれません。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。多分私もその会議に参加していたように思うんですけど、先生がおっしゃったとおりのように私も思います。

すみません。相田先生から代読を仰せつかっているんですけど、これはどういたしましょうか。

【相田主査代理】 私が遅れるのであれだったと思うのですが、今、手元にその原稿がぱっと出てこないの、もし代読していただけるのでしたら、お願いできればと思います。

【三友主査】 分かりました。では、事務局からお願いします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。相田先生からの質問を代読させていただきます。

まず1点目が、現状の減少トレンドから、メタル縮退時点での残存固定回線数を500万

回線と見積もっていらっしゃるようですが、メタル縮退が近づけば、光への移行施策を当然実施するものと思われますので、その効果を考慮する必要があるのではないのでしょうかというのが1点目でございます。

2点目が、上記500万回線に全国の未提供エリア世帯数等を掛けることで対象回線数を算出しているようですが、これは上記500万回線が全国均一に分布していることを仮定しています。実際には、光提供エリアでは光回線への移行が進むため、残存回線の割合は少なく、未提供エリアでは多くなることが想定され、その影響を考慮する必要があるのではないのでしょうか。

3点目は、ブロードバンドに関連する質問になっておりますが、続けて代読させていただきます。

【三友主査】 どうぞ。

【米内事業政策課課長補佐】 全国の未光エリアの状況、すなわち、(1)としまして、全国の未光エリアの箇所数、そして、各その未光エリアに関して、法人ユーザーを含むユーザー数、(3)として、隣接エリアでブロードバンドサービスを提供しているのがNTTか否か、(4)といたしまして、NTT局舎からの距離、以上に関して、試算の過程でNTTに関しては把握しているものと思われますので、お示しいただきたい。そして、(2)以降の3点については、全数を示すことが困難であれば、全国の典型的なエリア、少なくとも10か所程度についてお示しいただきたいというのが3点目の御質問になっております。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

私、電話を最初に、ブロードバンドを後にというふうに申し上げましたが、ブロードバンドサービスに関する質問あるいはコメントを受けておりませんので、続けて、すみませんが、ブロードバンドに関して御意見がありましたら、チャット欄からその旨お知らせください。

実は、今後のことを考えますと、ブロードバンドに、特に光に全体が収れんしていくという形になっていくんだろうと思います。したがって、電話の議論は、現行のユニバーサルサービスとして重要ではありますが、将来に向けては、ブロードバンドのユニバーサルサービスというのが非常に重要になってくるということだと思っております。

それでは、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。今、主査がおっしゃったこととほぼ同じことを言おうかと思ったんですが。

やはり電話というものは、今後のブロードバンドサービスの大枠の中で見ていくと、相対的にその重要度は下がっていくサービスであろうというふうに思います。それをいわゆるユニバーサルサービスという制度によって支えていこうというときには、やはりメインはブロードバンドのユニバーサルサービスの制度をしっかりとやっていくという中で、縮退していく電話サービスの在り方についてはアドオンで考えていくというか。今後のネットワークの在り方ということのをフォワードルッキングに考えていくと、やはりユニバーサルサービスの制度というものは、そういう方向へとつくり変えていくということが必要ではないかなというふうに感じています。

その上で、そのコストをいかに適正なものにしていくか、効率的なものにしていくかということを考えていくことが必要で、その場合には、やはりモバイルというものはどうしても重要な選択肢として浮上してくるだろうと思います。そういうことをどのように全体の中で位置付けるかという、こういう議論をしていく必要があるのかなというふうに感じております。

すみません。質問ではなく、意見になりますね。

【三友主査】 ありがとうございます。私が申し上げたかったことも、まさにそのとおりでございます。ありがとうございます。

続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。

ブロードバンドのサービスにモバイルというか、無線も当然入ってくるということは分かるんですけども、ただ、それがモバイルということになった場合、ブロードバンドの場合は、一人一人が持つモバイルとともに、家なり事務所なりという固定でのブロードバンドと両方が必要になるという、そのことは忘れずにいないと、気がつく、モバイルがあればいいでしょうになってしまうというのもまた怖いなというふうに思っていますので、いろんな合理的なサービスの在り方ということは考えていくべきだと思うので、何もかもがというわけではありませんけれども、視点としては、そこは大切ではないかなというふうに思っています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な御意見として承りたいと思います。あり

がとうございました。

よろしいでしょうか。すみません。ちょっと時間が押しておりまして、次の議題を踏まえて、また関係することでもございますので、その中でまた御意見をいただければと思います。最初の意見交換につきましては、すみませんが、ここで切らせていただきたいと思っています。

次の議題に移りたいと思います。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございますが、先ほど代読させていただいた相田先生からの質問に対する回答ですね。申し訳ございません。

【三友主査】 そうですね。それは重要でした。ごめんなさい。

では、NTTさん、お願いいたします。3つ質問がございました。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 御質問ありがとうございます。

まず1点目については、500万回線と見積もっている加入電話の数が、例えば、光への移行施策を行えばもう少し減少する可能性があるのではないかと御質問かと思えます。

これについては、例えば、サービスを終了しても完全になくなってしまうということではなく、代替サービスへの移行を進めていくことにはなりますが、今回は、光ないしは無線を使って、同じ料金帯で加入電話と同等の固定電話サービスを継続していくことを試算の前提にしていますので、現段階では、特段光への移行促進策といったものをコストをかけて実施するという点までは前提に置いていません。とはいえ、メタル縮退のプロセス、ロードマップは、別途お示ししたいと思っておりますので、これらを考えていく上では、移行施策等も考慮しなければいけないと思っておりますが、コストもかかるので、どこまでやるのかといったバランスかと思っております。したがって、現時点では、移行施策等のコストは加算していないと御回答申し上げたいと思っております。

また、2点目について、現在の加入電話契約数1,350万が500万に減少していくに当たり、光提供済みエリアと光未提供エリアでは、その減り方が違うのではないかと御質問だったと思えます。

御指摘のとおり、光未提供エリアの場合、例えば、フレッツ光に移行し、付加サービスのひかり電話をご利用いただくといった選択肢がないので、加入電話に残る可能性はあるかと思えます。

ただし、現状、加入電話契約者1,350万の多くが光提供済みエリアにいらっしゃり、光未提供エリアで加入電話をご利用いただいている方は少ないのが実態ですので、仮にその

方々が加入電話に残ったとしても、コスト算定に大きな影響はないか思っています。

3点目の情報提示について、まず1番目は、今回提示している参考資料の中にもあるメッシュでカウントしています。いわゆる光未提供エリアは、8.6万メッシュであり、参考資料にも記載してあるとおりでございます。

2番目以降については、算定ではじいているもの、はじいていないものがありますので、どこまでお答えできるかは、持ち帰り検討させていただいた上で、別途回答させていただければと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

すみません。相田構成員、よろしいでしょうか。

【相田主査代理】 結構です。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

今後の検討に当たりまして、事務局から、電話のユニバーサルサービス責務に関する検討課題及びブロードバンドのユニバーサルサービス責務及び交付金制度に関する検討課題について説明をお願いいたします。その後、質疑の時間を取りたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料7-4と7-5に沿って説明したいのですが、時間もかなり詰まっていますので、簡潔に説明させていただきます。

資料7-4は、電話のユニバーサルサービス責務に関する検討課題でございまして、検討課題1-1と1-2を示してございます。

1ページを御覧ください。検討課題1-1が、電話のユニバーサルサービス責務は、引き続きあまねく提供責務とするか、最終保障提供責務に見直すかということでございまして、考慮すべき点として、①から③を挙げてございます。

①は、「最終保障提供責務」は、責務事業者にとって、他事業者が固定電話を提供している間は、役務提供義務以外は特別な義務を負わず、負担を軽減できる点に意義があると考えられるというものでございます。

②は、「最終保障提供責務」の場合、既存事業者が撤退した場合は、責務事業者の役務提供開始までにサービスの空白期間ができることが懸念されますので、それが生じないようにするための措置が必要というものでございます。

また、③は、「最終保障提供責務」を履行する場合は、その区域の特定が必要になってきますが、他事業者の協力を得ながら、時間やコストをできる限り要しない仕組みの整備が必要になるというものでございます。

2 ページを御覧ください。検討課題 1－2 でございます。電話のユニバーサルサービスの対象にモバイル網固定電話を位置付けることについてどう考えるかというものでございます。モバイル網固定電話は、※ 1 にございますとおり、モバイル網を活用して提供する固定的な電話サービスであり、O A B J 番号が利用可能なものということで、N T T ドコモのhomeでんわ、K D D I のホームプラス電話、ソフトバンクのおうちのでんわがでございます。

検討に当たって考慮すべき点として、①から③を挙げてございます。①は、メタル固定電話は、メタル設備の縮退や光 I P 電話等への移行に伴う利用者の大幅減等が見込まれる中で、電話のユニバーサルサービスを効率的に確保するためには、モバイル網のさらなる活用が必要であるというものでございます。

②は、先ほどございました緊急通報時の番号表示ですとか、F A X の安定利用の制限等について、G P S 機能による発信者の位置情報がある程度特定可能であり、F A X の必要性も低下していると考えられることを踏まえて検討してはどうかというものでございます。

③は、モバイル網固定電話については、仮にユニバーサルサービスに位置付けるのであれば、一定程度の品質を確保するために具体的に求められる条件を整理する必要があるということを示してございます。

3 ページは、参考ということで、ワイヤレス固定電話とモバイル網固定電話の比較表でございます。

次に、資料 7－5 をお開きください。ブロードバンドのユニバーサルサービス責務及び交付金制度に関する検討課題でございまして、こちらは検討課題として、2－1 から 2－3 を挙げてございます。

1 ページを御覧ください。検討課題 2－1 が、第二種適格電気通信事業者に課される義務についてどう考えるかというものでございます。

こちらは 2 ページを御覧ください。電気通信事業法では、事業の廃止や業務区域の縮小は自由でございます。ユニバーサルサービス関連の規律としましては、1 階部分として、基礎的電気通信役務を提供する事業者全般に課される規律として、届出約款に基づく役務提供義務がでございます。こちらは、自ら設定した業務区域において、正当な理由がない限

り役務提供義務が発生するというものでございます。

2階部分を検討課題2-1で御議論いただきたいということで、ブロードバンドにつきましても、第二種適格電気通信事業者に全世帯カバーが義務付けられていないというところでございます。ブロードバンドには、最終保障提供責務の議論もございますので、そういった場合に、第二種適格電気通信事業者の義務についてどう考えるかというものでございます。

検討課題2-2が、この上の3階部分でございまして、2ページに戻っていただきまして、この1階部分、2階部分の義務ではカバーできない場合に、最終保障提供責務の担い手についてどう考えるかというものでございまして、3ページの①から⑥を考慮して御議論いただきたいというものでございます。

最後、4ページを御覧ください。検討課題2-3が、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、最終保障提供責務を履行する場合の維持費用に対する補填についてどう考えるかということでございます。

現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、特別支援区域、一般支援区域、支援区域以外の区域で分けることができます。ただし、最終保障提供責務を履行する場合に、特別支援区域の担当支援区域外である場合ですとか、一般支援区域において全体のブロードバンド収支が赤字の場合、そして、支援区域以外の区域の場合は、支援が受けられないという課題もございますので、そういった場合でも必要な額が支援できるような仕組みを検討することについて、御議論いただければと思います。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。よろしく申し上げます。

【三友主査】 ありがとうございます。

大変重い内容を含んでおりますが、実はあまり時間もございませんで、残り30分ほどになりました。ただいまの説明につきまして、電話、それから、ブロードバンドという形に切ってもよろしいんですけれども、先ほど私が申し上げましたように、将来的にはブロードバンドの中に電話が吸収されていくような形になる。ただし、電話については、現行の枠組みが存在するというものでございます。

つまるところは、あまねく提供責務、そして、最終保障提供責務を電話及びブロードバンドでどういうふうにするかということになると思いますので、電話あるいはブロードバンド、いずれでも結構でございますので、御意見がございましたらば、ぜひお願いいたします。また、総務省の検討課題につきまして質問がありましたらば、続けてよろしくお願

いたします。

それでは、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。岡田です。

先ほどと議論がかぶっている部分もあるかと思うんですけども、電波法の位置付けを抜きに議論できないのかなという先ほどの議論があって、もし電波法の規律が、皆さんおっしゃるとおり、本当によく働いているというか、その規律があって、例えば、ここで懸念されているような事業者の撤退というようなことが起きにくいという状況が本当に確保できるのか、あるいは、何らかの方法で電波法の規律自身をより明瞭化していくとか、明確化していくか、あるいは、免許条件自身を、そういう撤退がしにくいような内容により明確化していく、あるいは、免許の更新に当たっても、過渡的措置をより明確化していくとか、何かそんなことがもし可能であるのなら、NTTさんがおっしゃるような退出規制というものはなくてもいいのかな。その場合には、最終保障提供責務というものと電波法の規律で十分ユニバーサルサービスの確保、責務の確保というものは可能なのではないのかなというふうに感じました。ただ、私、電波法は詳しくないので、その辺について、皆さんどのように電波法の規律の関係でお考えになるのかなということについて、御意見があれば伺いたいなと思いました。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

林構成員、今の点も関わるかと思しますので、ぜひお願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。

じゃ、先ほどの論点全体についてですけど、まず資料7-4について、検討課題1-1でありますけれども、私は、電話については、先ほど申しましたように、あまねく提供を維持すべきだというのが、利用者の利便性確保の点からも、理念としてあるべきだと思っています。電話のユニバーサルサービスの責務を最終保障提供責務に格下げして、NTTさんにとっては、それでいいのかもしれませんが、本当に国民、ユーザーにとっていいことがあるのかということになると、私はあまりイメージできないと思っています。

ただ、さはさりながら、NTTさんの試算からも、あまねく提供責務よりも最終保障提供責務の方が赤字額が減るということが示されています。それは実際そうなんだろうと思います。その意味では、今後、固定電話単体の需要が減少する中で、サステナブルでコストミニマムの制度にしていくということも重要だと思いますので、もしそのあまねく提供責

務の実現手段として、NTT東西単体でのあまねく提供責務ではなくて、NTTグループのあまねく提供が事実上実現できるのであれば、言い換えれば、NTTのグループ会社であるNTTドコモさんのサービスを含めて、グループとして事実上あまねく提供が確保できるのであれば、その場合は、あまねく提供責務をNTT東西さんに限定する必要はなく、その意味では、最終保障提供責務に緩和するという考え方もあながち否定できないのかなと思います。

ただ、あまねく提供責務から最終保障提供責務への制度改正の議論は一足飛びに行くのではなくて、先ほど来議論されていますように、そもそもワイヤレス固定電話の1回線当たりの単価をもっと下げることができるのであれば、電話の機能を必要最小限なものに削っていくことで、270億円ですか、そのコスト分が大幅に削減できるのであれば、何も制度をいじって最終保障提供責務に格下げしなくても、電話のあまねく提供責務というのを当面維持することも、サステナブル性を損なわずに十分考えられるのではないかと思います。議論としてはまずそれを検討するのが先なのではないかというのが、私の意見であります。

続けて、一旦切った方がよろしいですか。

【三友主査】 どうぞ。

【林構成員】 では、検討課題1-2ですけれども、これは先ほども御議論あったように、固定電話については、ブロードバンドとセットで提供される光IP電話が主流になりつつありますので、こちらは将来的に電話のユニバーサルサービスがブロードバンドのユニバーサルサービスに統合されることも視野に入れて、ブロードバンドのユニバーサルサービスの中で考えていく必要があると思います。

他方で、電話単体というのは、先ほどもメタルの縮退に併せて、これをどう光IPへ移行させるかどうかは重要になっていますので、そういう意味では、固定電話単体サービスを希望する利用者に対して、モバイル網の活用を拡大させていくということも、その検討も必要ではないかと思えます。

それから、FAXとかOABJ番号の表示というのがもはや必須でない、ワイヤレス固定電話の場合、緊急通報受理機関のOABJ番号の表示とかFAXが必要でないということであれば、これはMNOの提供する固定電話とワイヤレス固定電話の関係も整理するという事も考えられるのかなと思います。

それから、資料7-5ですけれども、検討課題2-1の②で、第二種適格事業者に課さ

れる義務で、これはブロードバンドについては、未整備地域も多いため、全世帯カバーを求めるのはやはり負担として大きいので、結果的に誰も適格事業者として手を挙げなくなるということを懸念しています。そうであれば、担当支援区域内に限って最終保障提供責務を担ってもらえばよいのかなと思いました。

最後ですが、検討課題2-2ですけれども、ほかの義務でカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手ですけれども、特殊会社でない特定の民間企業に対して、特権的な地位の付与もなく、自らの意思に反して国が事業者を指名してエリアカバーを義務付けるというのは、これは営業の自由の侵害にもなりかねませんので、これは憲法問題にもなると思います。損失補償の問題にもなると思いますし、また、公正競争の観点からも問題だと思いますので、そういうものは、やっぱりそういう立場にない一般の民間事業者に対してそういう義務を課すということは非常に謙抑的であるべきだろうと思います。そうだとすると、最後は、やっぱりほかの事業者の義務でカバーできないところをNTTさんが担うべきだというふうに思っています。

すみません。駆け足になりました。大変恐縮です。以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

林先生としては、電話に関しては、あまねくを維持する、あまねくの形については、グループでの提供ということも考えるということだというふうに理解しました。

それから、ブロードバンドに関しては、誰も手を挙げないようなところに関してのみ最終保障提供責務を課すというような、そういう整理でよろしいでしょうか。

【林構成員】 おっしゃるとおりでございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。今の林先生の御提案に全面的に賛成をします。時間短縮のために、賛成だけ申し上げます。

【三友主査】 ありがとうございます。もし御意見がありましたら、ぜひどうぞ。よろしいですか。

【長田構成員】 もうグループでというところがすごくいいなと思いました。

【三友主査】 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 今後の検討の中で、バリエーションは幾つかパターンはあり得るなど

思っております、林構成員の御発言についても、ある意味で実現の可能性のある面白いパターンだというふうに思っているんですが、電話のユニバーサルサービス責務については、ユニバーサルサービス制度の維持コストを全体的に下げるといふ点で言うと、モバイル網を上手に活用していくといふことは、やっぱり推進していったほうがいいかというふうに思うんですね。

そのときに、他社が提供している転送電話で連携されているホームプラス電話とかおうちのでんわ、こういったものも技術要件を下げ、それでも構わないという結論に至るのであれば、転送電話も視野に入れてよろしいのではないかというふうに私は思っています。

現状のワイヤレス固定電話が、O A B J 電話と同等水準にしなければいけない現状では、ソフトバンクの山田さんから、そこまで要求されると、うちはちょっと手を出せないという話がありました。実際にも、4月1日以降提供が開始されたワイヤレス固定電話はN T T ドコモによる提供に限定されております。そういった技術水準を緩めるような見直し、あるいは、提供範囲の拡大、そういったことの検討を行い、N T T ドコモ以外のモバイル他社にもO A O 水準の転送電話の提供をしていただくことを許容するのであれば、N T T 東西のあまねく提供責務を緩めて、最終保障提供責務にすることもよろしいのではないかという気がいたしております。したがって結論においては、林先生と電話のところについては意見を異にしております。

それから、7-5につきましては、基礎的役務を担う事業者は、電力系であったり、C A T V 会社であったりという形で、様々な事業者がなり得るスキームをつくっております。ただ、ほかの会議でも事業者さんからのプレゼンの中であったんですが、業務区域内にあっても、ちょっと手を出しにくいといふとんでもない場所といふのがあって、ビジネスベースではとてもじゃないけどそこには提供できないといふようなところについては、N T T さんが最終保障義務を課されている場合に、そこにやっぱり光を提供しなければいけないということになるわけなんです。現状、スキームの中で言うと、そのようなエリアにN T T 東西さんが光を提供しても、交付金制度の対象になっていないんですね。そういったところの補正はして差し上げないと、N T T さんが最終保障義務でも厳しいなということになりかねないので、そういった点の配慮をした上で、7-5につきましても、最終保障義務を担っていただくということについては、積極的に考えていこうと感じました。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

関口先生は、電話については、最終保障提供責務でもよいのではないかと、状況次第にもよりますけれどもということでした。

それから、ブロードバンドに関しては、もし最終保障提供責務を課す場合には、交付金をちゃんと手厚くするべきであるという御意見でした。

ということよろしいでしょうか。

【関口構成員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 私の方から2点ほどありまして、まず検討課題1-1のところに、まさしく関口先生がおっしゃったところなんですけれども、固定電話のサービスは単体で考えると赤字がどんどん膨らんでいっている状況にあります。この状況で、NTTさんだけだと、あまねく提供責務を維持することの負担がどういうものなのかという点がやはり気になるところでして、もしそれがかなり重いということであれば、いくつかの懸念事項を払拭する必要があるとは思いますが、利用者へのサービス提供を担保した上で最終保障提供責務に見直すことをやってもいいのではないかなと。どちらかというと、私は関口先生に近い意見だということがまず1点目になります。

2点目なんですけれども、検討課題1-2のところ、今の（音声途切れ）固定電話の需要がどんどん下がっていきます。

【渡辺事業政策課係長】 検討課題1-2に移ったあたりから、ちょっと聞こえが悪くなりました。

【春日構成員】 申し訳ございません。では、1-2のところから行きます。端的に言いますと、検討課題1-2のところの資料のモバイル網を活用した固定電話ということについて、ユニバーサルサービスについて位置付けられるかどうかという点を検討していく必要があるかなという気がするんですけれども、もし可能であれば、NTTドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさん、どのような見解をお持ちかということについて、確認だけさせていただければと思います。

以上です。

【三友主査】 2点でよろしいでしょうか。

【春日構成員】 結構です。

【三友主査】 ありがとうございます。

2点目は、これ、KDDIさんということによろしいんですか。ソフトバンクさんも含めて、あるいは、楽天さんも。

【春日構成員】 もし時間が許せば、お三方にお話しただければ。

【三友主査】 分かりました。

すみません。まず、皆様からコメント、質問を全部受けてからにさせていただければと思いますので、お願いいたします。

【春日構成員】 承知いたしました。

【三友主査】 若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 手短かにコメントというか、意見を述べさせていただきます。

まず電話のユニバーサルサービス責務についてでございます。検討課題1-1ですけれども、やはり最終保障提供責務にした場合に、役務提供までの空白期間というところが問題点として挙げられているわけですけれども、現在使えるものが空白期間ができてしまって使えないという状況がものすごく利用者には負担であろうと思いますので、これが確実にうまくいくというんでしょうか、この部分がどのような手法で担保できるのかというところが議論が詰められないと、最終保障提供責務でよいというふうにはちょっと言い切れないなというふうに現在のところは思っております。

その次の1-2ですけれども、先ほど来、モバイル網固定電話のコスト削減の話が出ております。確かにFAX等はだんだんと利用価値が減ってきているというのはそのとおりだと思いますが、GPS機能の表示で足りないというんでしょうか、現在本当に緊急通報時、GPS機能の表示だけで十分なんだろうかというところは、ぜひ確認をお願いできればと思っております。

特に緊急通報なので、それほど数がなくても非常に重要なというサービスというのがもしかして可能となっているかもしれませぬので、その点はぜひ確認をお願いできればと思っております。

それから、ブロードバンドのユニバーサルサービスにつきましては、基本的に私は関口先生の御意見に賛同いたします。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

緊急通報に関しては、また後ほど回答いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。電話に関してですけれども、私は関口先生とほぼ同様の意見でして、NTT東西が年間550億前後ぐらいの赤字を出しているということを考え、また、今後、電話がブロードバンドと一体化していこうという将来の動向も考えると、やはり全体的な効率性ということを重視すべきであると思います。ですので、責務については、あまねく提供から最終保障提供に変えてもいいのではないかと思います。

また、ずっと申し上げておるとおり、対象にモバイル活用を推進すべきという考えですので、モバイル網固定電話を位置付けることにも賛成です。

ブロードバンドに関しても、関口先生と意見が近くて、まずユニバーサルサービスに位置付けた以上は、最終保障提供責務というのをどうするかというのは、それを決める方向で検討した方がよいだろうと思います。

ただ、その担い手についてなんですけれども、担い手がかなり負担を負うというのは、持続可能性がありませんので、まずは利用者のメリットというのを十分考えた上で、できるだけブロードバンドの整備・維持コストが安くなるような方法を採用して、その上で、業者の損失を補填する補助金だとか交付金の制度を考えるということが重要なのかなと思います。

制度の運用コストが膨大になるということであれば、それを簡略化する工夫、競争入札なども検討してもいいのではないかと考えています。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な意見として承りたいと思います。

続きまして、大橋構成員、よろしくをお願いいたします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。

私は、このユニバーサルサービスについては、やはり提供コストについて意識は十分していないといけないんだと思っています。そういう観点で、電話について考えてみたときに、必ずしもあまねくを守っていかなければいかなのかということについては、私はゼロベースで考えてもいいのではないのかなと思いますし、また、空白期間についても、御指摘ありましたが、これは恐らく契約上どういうふうな段取りで進めていくのかということだけはっきり決めておけば、多分空白期間をなくせるような形というのはできるのではないかなというふうには思います。

ブロードバンドについても、最終的な責務の負担者が誰かということを決める必要があ

と思います。これも、先ほどコストの御指摘もありましたが、やはり提供コストについて十分配慮すべきですし、そのために膨大なコストがかかってしまうということは避けなければならない。また、事業者の事業の中でしっかりできるような形を補助のスキームの中でつくっていくということが、考え方としては重要なんだろうなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私、十分整理できていないところがあるんですが、春日構成員からモバイルの皆様へ質問があった点を含めて、各社、御回答いただければと思います。また、総務省からも回答いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

KDDIさん、お願いします。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 KDDI、山本です。

私も春日先生の御質問がしっかり聞き取れなかったので、正しく御質問を理解できているかどうかは正直不安なんですけど、御指摘いただいたのが検討課題1-2についての御質問という趣旨でよろしいでしょうか。

【春日構成員】 そうでございます。1-2の3ページ目の辺りですね。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 そうでしたら、このモバイルの活用という話と、それから、やっぱり1-1の話とちょっとセットのお話になってしまって恐縮ですけれども、基本的には、まず電話のユニバーサルサービスと考えたときには、基本は今のメタルをどういうふうに移行させていくのかという議論だと思っていますと。これが、まずは電話のユニバーサルサービスとブロードバンドのユニバーサルサービスというふうに分けて議論していますが、これは本当は分けて議論する話ではなくて、セットで議論すべきである。つまり、メタルの縮退というものと、光ファイバの普及というものと、それから、その中におけるワイヤレスの位置付けというものをどういうふうにベストミックスをさせていくのかというふうな議論だと思っていますので、あまり一部のモバイルだけを切り取ったという、この検討課題、これは事務局の方の課題の立て方だと思うんですけども。

その点については、弊社の考え方としては、まずは電話については、あまねく提供というものを前提にして制度設計というのをできるだけ維持すると。

それから、最終保障提供役務については、ブロードバンドの方で本来議論すべきもので

すから、ブロードバンドの方に移行するまでの間は、電話のメタルについてのあまねく提供というのは基本的にすべきであると。

一方、じゃ、モバイルをどう位置付けるかというのが、多分この1-2の課題設定だと思うんですね。これが先生からの御質問のポイントになろうかと思いますが。やはり我々としては、モバイルというものが生活者目線で重要であるということは重々承知はしておりますけれども、やはり条件不利地域における役務の提供をどうするかというのが本来のユニバーサルサービス制度の議論だとすれば、それは光で及ばないところを無線でどう活用するかというのが一番大事なポイントだと思っております。それはやはり0.1%の議論と。

一方で、位置固定の話ですとか、それから、緊急通報の話というのは、これは条件不利地域の話に限らず、いわゆる都市部においても必要な議論でございますけれども、これは多々いろいろと問題があるというところは、弊社の資料で言うと、これはアペンディクスになってしまっているんですが、弊社のスライドで言うと、24の方でお示しております。いろいろとワイヤレスについては、緊急通報の機能に制約があるとか、あるいは、先ほどプレゼンの中でも繰り返し申し上げましたように、これは今度電話の話に戻りますけれども、お客様の利用実態というものが、安心・安全を保つための緊急の見守りサービス、安心サービスとか、そういった目線を必要とするのであれば、安易に無線に切り替えるというよりは、やはりメタルで残るところはメタルをベースに、そこからブロードバンドにどういうふうに引き継いでいくかと、そういった制度設計をモバイルとだけ議論するのではなくて、メタルから光へと、そこにおいて無線がどういう補完的にできるのかというふうを考えております。

すみません。全部まとめて回答してしまいましたが、以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

ソフトバンクさんはいかがでしょう。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 山田です。当社の資料の13ページを映していただけますでしょうか。

当社が想定している制度整理のイメージなんですけれども、まず御説明申し上げましたとおり、我々としては、やはりまだOABJ電話のニーズというのはあると考えておりますので、当面はあまねく責務が必要かなというふうを考えております。

ただ、こちらの上の基礎的電気通信役務の一号のところに図で示していますとおり、当

然メタルがなくなっていくという前提で、いつまでも加入電話に頼るわけにはいきませんので、そのあまねく責務を実現するための手法としては、先ほどKDDIさんからミックスというお話がありましたけれども、加入電話であるとか、光IP電話であるとか、ワイヤレス固定電話を組み合わせていくような形になるのかなというふうに考えております。

したがいまして、先ほどの春日先生の御質問の、ワイヤレス固定方式、これを組み込むことについてどう考えるかということにつきましては、やはり仕様の差異がありますけれども、その辺を許容いただけるということであれば、当然ながら、我々として、この辺り、可能な範囲で協力する意思がございます。

ただし、やはり現行の加入電話と私どもが提供しておりますワイヤレス固定方式につきましては、その仕様の差異がございますし、サービスの差分もございますので、その辺りが現在の利用者の方に受け入れられるのかどうなのかというのが一つ。

あと、私どものワイヤレス固定方式の電話以前に、ブロードバンド重畳の光IP電話の方が、当然ながら仕様としては現行の加入電話に近いものとなっておりますので、我々のワイヤレス固定方式を仮にこれに組み込むのであれば、それよりも先に、ブロードバンド重畳の光IP電話が組み込まれるべきではないかなというふうに考えております。

それと、もう一つ、電話をあまねく責務から最終保障提供責務に移行する際に、一つ忘れてはならないのは、これも、たしか第3回の私どもの前回の御説明でも申し上げたんですけれども、現在のNTT法におけるあまねく責務は、電話というサービスを全国的に保護するだけではなくて、全国のインフラ、線路敷設基盤等を保護する役割も担っていると考えております。

したがいまして、電話のあまねく責務がなくなって最終保障になる、ブロードバンドも最終保障になるとなった場合、インフラを間接的に保護する規定というのがなくなってしまう可能性がございますので、今回13ページに私どもでも御提案させていただいており、線路敷設基盤等の全国的な維持の責務というのを御提案しておりますけれども、今まであまねく電話の責務が担ってきました全国的なインフラの責務というのをどういうふうに考えるのかというのは、電話の責務の在り方を考えるときに、必ずセットで議論、検討する必要がある項目だと考えております。

当社からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

すみません。もう時間が過ぎているんですけど、10分だけ延長させてください。大変申

し訳ございません。

楽天モバイル様、お願いいたします。

【楽天モバイル株式会社（鴻池渉外統括本部長）】 楽天モバイルの鴻池です。当社の資料の12ページ目を映していただいてもよろしいでしょうか。

先生の方からいただいたところにつきまして、御回答といたしましては、各社さんが述べられたので結論だけお話しさせていただくと、ワイヤレス固定方式とか、そういった手法をどうしてもそこに対して選択せざるを得ないといった場合については、なお書き以降で書かせていただいたとおり、当社といたしましては、協力に関しまして、きっちりそこに対しての協議に応じさせていただきたいといった考え方でございます。ですので、当然、ユーザーサイドのところを十分考慮に入れた上、できる形でのソリューションを提供していくということについては、合意させていただきたいと考えております。

それから、あまねく提供責務のところについては、2ページ目を出していただいてもよろしいでしょうか。

冒頭で当社の方から、ユニバーサルサービスの出発点という形で御説明をさせていただきましたが、先ほどソフトバンクさんからもお話があったとおり、あまねく提供責務、あるいは、ユニバーサルサービスという、こういったNTT法における責務で成り立っており、更にそれを今まで遂行してきたといった事実も踏まえながら、十分な検討をしていくべきと当社は考えております。

以上になります。

【三友主査】 ありがとうございます。

春日先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それから、緊急通報をGPSで大丈夫かというようなこともございましたけれども、先ほどKDDIさんから御回答いただいた内容でございます。

もし事務局の方から何かありましたら、お願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料7-4の3ページを御覧いただければと思います。

緊急通報の位置情報について、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、それぞれ位置情報を緊急通報受理機関に送信する機能がありますが、110番、119番の通知時に一部発信場所が通知されないエリアもあり、それは携帯電話で緊急通報した場合も同じ扱いでございます。

一部制限があるのはなぜかと申しますと、地域の緊急通報受理機関において、緊急通報の位置通知の受信システムを導入していれば発信場所が緊急通報受理機関に通知されますけど、これを導入できていないところが一部あるということでございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

若林構成員、そういうことでございますけれども、よろしいでしょうか。

【若林構成員】 すみません、時間のない中で。私の質問は、もちろん位置情報もそんなんですけれども、O A B Jの番号が表示されないことによる不都合というのは特にない、それが必須のサービスというのはないという理解でよろしいでしょうかということも含めて質問だったんですけれども。

【柳迫事業政策課調査官】 この点につきましては、現在、緊急通報受理機関側に確認しておりますので、何か分かりましたら、御紹介したいと思います。

【三友主査】 ありがとうございます。

若林先生、よろしいですか。

【若林構成員】 どうもありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほか、今御質問あるいは御意見いただいた中で、ぜひ回答したいということがございましたらば、お手を挙げていただければと思いますけれども。よろしいでしょうか。

構成員の皆様だけでなく、オブザーバの皆様からも御意見をいただきましたかったんですけれども、すみません、私の不手際で時間が大分オーバーしてしまいました。また質問等がございましたら、事務局の方にお送りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

全体を通じて何かございますでしょうか。構成員の皆様から、特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。本日の御意見、大変多くの御意見、そしてまた、検討する課題も多かったので、まだ十分整理できているところではございません。

電話のユニバーサルサービスにつきましては、私、先ほど申し上げましたように、今後のユニバーサルサービス自体が光を中心としたブロードバンドに収れんしていくというふうに考えておりますので、そういう意味では、その収れんのプロセスをやはりきちんと見ていく必要があるだろうと。

ただし、まだ制度としてありますし、固定電話の利用者もいらっしゃいますので、そう

した方々に迷惑がかからないような形で、なおかつ、コストということも意識しながら、コストについては、大橋構成員から御指摘いただきました、どのような形にしていくのがいいのかということを考えていく必要があると思います。

実際に最後の議題でありました、あまねく提供責務なのか、あるいは、最終保障の提供責務であるべきかということにつきましては、意見が両方ございまして、特に電話に関しては、あまねく提供責務でなるべくいくべきという意見と、最終保障提供責務でもいいのかという御意見がございました。

片やブロードバンドに関しては、今、最終保障提供責務はないわけでありまして、それをどうするかということが今後課題になってくる。その際には、補助金の問題が出てくる、そこをどうするかということが出てくるということでございます。

なかなか難しい問題ですが、タイムラインをやはりきちっと考えなければいけないと思いますので、恐らくこれまでの議論も踏まえると、2035年までの間の変化のフェーズを2つあるいは3つに分けて、現行から徐々に次のステップへ移っていく、そういうフェーズの移動を見ていく、そして、それを絵に描いていくということが重要になってくるのではないかなと思います。

引き続き、皆様の御意見をいただきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

それでは、最後、事務局から今後のことにつきましてお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会合の日時や議題等については、別途、連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございました。

それでは、すみません、10分遅れてしまいましたけれども、本日はこれにて閉会いたします。長い時間ありがとうございました。